

令和8年度 第1回

私学共済事務担当者研修会テキスト (年金コース)

資 料 編



日本私立学校振興・共済事業団

共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎ 03 (3813) 5321 (代表)

<https://www.pmac.shigaku.go.jp>



目 次

資料編

① 年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)(記入例)[見本]……	1
② パンフレット「年金請求のご案内」(抜粋)……	16
③ 事例……	19
④ 年金証書[見本]……	21
⑤ 決定・改定・支給年金額変更通知書[見本]……	22
⑥ 令和8年度の各種金額……	24
⑦ 退職年金現価率表……	25

① 年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)(記入例)[見本]

【送付実施機関：私学事業団（４号）】

年金請求書 (国民年金・厚生年金保険老齢給付)

- この年金請求書には、各実施機関が共有している情報をあらかじめ印字しています。
印字内容が異なっている場合は、二重線を引いて訂正してください。
- 記入する箇所は の部分です。(注 は金融機関で証明を受ける場合に使用する欄です。)
- 黒インクのボールペンでご記入ください。鉛筆や、摩擦等により消色するインクを用いたペンは使用しないでください。
- 代理人の方が提出する場合は、ご本人（年金を受ける方）が14ページにある委任状をご記入ください。
- 請求書ご記入の前に、同封のパンフレット「年金請求のご案内」を必ずご確認ください。
特に年金の支給繰下げを希望する（今回は請求しない）場合、繰り下げたい年金の種類や受け取りたい時期、これまでの加入経歴等により請求書の提出先が異なりますのでご注意ください。

受付年月日

34361

001

13A099909090

61

D

5080409

1. ご本人情報

郵便番号	113-0034
フリガナ	トウキョウト ブンキョウク ユシマ 8-8-8
住 所	東京都文京区湯島8-8-8
フリガナ	シガク タロウ
氏 名	私学 太郎 様

性 別

男性

社会保険労務士の提出代行者欄

個人番号※ (マイナンバー)	123456789000	生年月日	昭和 36 年 4 月 10 日
基礎年金番号	9500-987654	電話番号	03 - 9999 - 9999

※個人番号カード（マイナンバーカード）等の提示または写しの提出が必要です。

2. 受取開始時期の選択（支給繰下げ申出書）

（「年金請求のご案内」4,5ページ参照）

- 「年金請求のご案内」5ページの「老齢年金支給繰下げ請求の注意点」をご確認のうえ、希望する受取方法を老齢厚生年金・老齢基礎年金でそれぞれチェックし、下記の「受取開始時期の申し出」欄にチェックをお願いします。
- 老齢厚生年金・老齢基礎年金ともに後日あらためて繰下げ請求予定の場合（③と⑥を選択した場合）は、現時点での請求書の記入・提出は不要です。年金の受取希望時期に、この請求書をご提出ください。

年金の種類	記入欄	希望する受取方法
老齢厚生年金の受取方法	☒	①65歳（受給権発生時点）から受け取ります。
	☒	②現時点で繰り下げて請求します。（66歳以上の方のみ選択できます。）
	☒	③今回は請求しません。後日あらためて繰下げ請求予定です。

年金の種類	記入欄	希望する受取方法
老齢基礎年金の受取方法	☒	④65歳（受給権発生時点）から受け取ります。
	☒	⑤現時点で繰り下げて請求します。（66歳以上の方のみ選択できます。）
	☒	⑥今回は請求しません。後日あらためて繰下げ請求予定です。

受給開始時期の申し出 （必ずチェックしてください。）	☒	私は同封の「年金請求のご案内」5ページの「老齢年金支給繰下げ請求の注意点」の内容（年金額が増額される一方で、繰下げ待機期間中は加給年金や振替加算が支給されないことや繰下げによる増額により社会保険料や税の負担が増加する可能性があること等）について確認しました。 老齢年金は、上記で選択した方法での受け取りを申し出します。
-------------------------------	-------------------------------------	--

3. 受取口座

（「年金請求のご案内」6ページ参照）

（1）公金受取口座の利用意思

- マイナポータルに登録済の公金受取口座を利用するかご記入ください。登録していない方は2を選択してください。

公金受取口座の利用意思	☒ 1 公金受取口座を登録済で、その口座で年金を受け取る	☐ 2 公金受取口座を利用しないまたは公金受取口座を未登録	公金受取口座を利用しない場合は、必ず通帳コピー等を添付してください。
-------------	---	---	------------------------------------

（2）年金振込先

- 年金振込先として指定する口座をご記入ください。（公金受取口座を利用する場合も必ずご記入ください。）
- 貯蓄預金口座または貯蓄貯金口座への振込みはできません。

年金振込先	口座名義人氏名（カタカナ）		(セイ) シガク		(メイ) タロウ		1 ページ目の氏名フリガナと、口座名義人氏名（カタカナ）が同じであることをご確認ください。	
	① 金融機関	金融機関コード	支店コード	(フリガナ) ブンキョウ	銀行 (フリガナ) ユシマ	本店	預金種別	口座番号（右詰めで記入）
				文京	信組 農協 信連 信漁連	湯島	1. 普通 2. 当座	7 6 5 4 3 2 1
	② ゆうちょ銀行	貯金通帳の記号（左詰めで記入）		番号（右詰めで記入）		金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄		

※通帳等の写し（金融機関名、支店名、口座名義人氏名フリガナ、預金種別、口座番号の面）を添付する場合または公金受取口座を利用する場合、証明は不要です。

（3）公金受取口座の登録意思

- 上記（1）で「2」を選択された方は、上記（2）年金振込先を公金受取口座へ登録するかご記入ください。

公金受取口座の登録意思	☒ 1 登録する	☐ 2 登録しない
-------------	---	-------------------------------

※公金受取口座への登録の対象となるのは、日本年金機構が支給する老齢年金を請求する場合に限ります。

(「年金請求のご案内」7,8,9ページ参照)

(1) 下記の年金加入記録をご確認のうえ、印字内容が実際の勤務先等と異なっているところは二重線を引いて訂正してください。訂正した場合には「事業所（船舶所有者）の所在地または国民年金加入当時の住所」欄をご記入ください。

(※) 厚年・船保・共済の(至)年月日については、退職日等の翌日を表示しています。

※受給資格期間とは、年金の受け取りに必要な期間のことです。

※(1) 年金制度に「国年」と表示されている場合、左欄の月数には、国民年金の任意加入期間のうち、保険料を納めていない月数が含まれている場合がありますので、年金事務所等でご確認ください。

(3) 改姓・改名をしているときは、旧姓名および変更した年月日をご記入ください。(※年金記録の確認に使用します。)

旧姓名	(フリガナ)	
	(氏)	(名)
変更日	(昭和)・(平成)・(令和) 年 月 日	

※(4) については3ページの「あなたの受給資格期間」が300月未満の方のみご記入ください。

(4) 20歳から60歳までの期間における婚姻期間や年金に加入していない期間等について、以下の該当する項番をチェックしてください。

(以下の①～⑦に該当する場合は、添付書類が必要となる場合があります。)

※年金請求書を共済組合等に提出する場合は、以下の該当する項目に関して、年金事務所で年金加入期間確認通知書（合算対象期間用）の発行を受け、年金請求書と併せて提出する必要があります。

項番	確認項目（記入欄）	必要な書類の例
①	☒ ・昭和61年3月以前に婚姻していた期間がある ⇒過去に婚姻していた相手方について以下にご記入ください。 (現に婚姻中の相手方については、5ページにご記入ください。) カナ氏名： 漢字氏名： ※生年月日：(大正)・(昭和) 年 月 日 ※基礎年金番号： ※生年月日や基礎年金番号はわかる範囲でご記入ください。 複数名いる場合は、余白にご記入ください。	・婚姻期間が確認できる※戸籍謄本または戸籍抄本 ※結婚から離婚または死別まで確認できるもの。複数回婚姻されている場合は、すべての戸籍全部事項証明
②	☒ ・海外に住んでいたことがある	・海外に居住していた期間が確認できる戸籍の附票の写し
③	☒ ・外国籍である（あった）方で、65歳到達の前日（65歳の誕生日の前々日）までに帰化又は永住許可を受けている	以下のいずれかの書類 ・帰化日が確認できる戸籍謄本または戸籍抄本 ・永住許可年月日が記載された在留カード等 ・特別永住者証明書
④	☒ ・平成3年3月以前に大学院・大学・短期大学・専修学校・各種学校の学生であったことがある（夜間部・通信制は除く。）	・在籍（期間）証明書等
⑤	☒ ・昭和61年3月以前に本人または配偶者が、国会議員・地方議会議員であったことがある	・国会議員、地方議会議員の期間を証明できる書類
⑥	☒ ・昭和61年3月以前に国民年金の任意脱退の承認を受けたことがある	・都道府県知事等の承認により国民年金の被保険者とされなかった期間が確認できる書類
⑦	☒ ・本人または配偶者が、「年金請求のご案内」9ページの最下段に記載の年金または恩給を受けていたことがある	・年金または恩給を受けていたことが確認できる証書等
⑧	☒ ・上記①～⑦に該当しない	・なし

5. 年金の請求状況 (「年金請求のご案内」8ページ参照)

(「年金請求のご案内」 8ページ参照)

今回請求する年金の他に現在請求中の公的年金があれば○で囲んでください。

(請求中の年金がない場合は記入不要です。)

公的年金制度名			年金の種類
ア) 国民年金法	イ) 厚生年金保険法	ウ) 船員保険法	〇 老齢または退職
エ) 国家公務員共済組合法	オ) 地方公務員等共済組合法	カ) 私立学校教職員共済法	〇 障害
キ) その他 ()			〇 遺族

6-1. 配偶者情報

(「年金請求のご案内」10,11ページ参照)

(1) 配偶者はいますか。

はい

いいえ

「いいえ」に該当する方は次ページへお進みください。

71

区

0

(2) (1) で「はい」に該当する方は、次の①～④についてご記入ください。

① 配偶者の氏名、生年月日、個人番号（または基礎年金番号）、性別についてご記入ください。

70

氏名	(フリガナ)	シ ガ ク	ハ ナ コ	生年月日	(大正)	37 年 8 月 10 日												
	(氏)	私 学	(名)		花 子		(昭和)											
個人番号※ (または基礎年金番号)	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	0	0	性別	(男)	続柄	処	失	停
														(女)				

※基礎年金番号（10桁）で届出する場合は左詰めでご記入ください。

② 配偶者の住所がご本人（年金を受ける方）の住所と異なる場合は、配偶者の住所をご記入ください。

郵便番号

住所

(フリガナ)

市 区

町 村

③ 配偶者について、現在請求中の公的年金があれば○で囲んでください。
(請求中の年金がない場合は記入不要です。)

公的年金制度名	年金の種類
ア 国民年金法 イ 厚生年金保険法 ウ 船員保険法 エ 国家公務員共済組合法 オ 地方公務員等共済組合法 カ 私立学校教職員共済法 キ その他（ ）	老 齢または退職 障 害 遺 族

④ 加給年金額および振替加算に関する生計維持関係に関する申立書をご記入ください。

ご本人（年金を受ける方）によって生計を維持されている配偶者や子がいる場合、「加給年金額」が加算される場合があります。
また、ご本人（年金を受ける方）が配偶者によって生計を維持されている場合「振替加算」が加算される場合があります。
※生計維持については、同封の「年金請求のご案内」10ページをご確認ください。

生計維持関係に関する申立書

申立日
(記入日)

令和 8 年 4 月 10 日

1. 上記の配偶者と生計を同じくしていますか。該当するものを○で囲んでください。
(同居している場合や、単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしている場合は生計を同じくしていることとなります。)

はい

いいえ

2. 上記の配偶者または本人の年収について、該当するものを○で囲んでください。

対象者	(1) 年収は850万円未満ですか。 (または所得655.5万円未満ですか。)	(1) で「いいえ」に○を付けた方のみご記入 ください。 (2) おおむね5年以内に年収850万円 (所得655.5万円) 未満となる見込み がありますか。
配偶者 (加給年金額に関する申立て)	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
【機構独自項目】 本人 (振替加算に関する申立て)	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

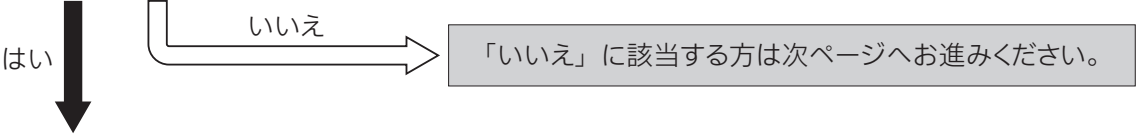
※(2) で「はい」を○で囲んだ方は、添付書類が必要です。詳しくは、同封の「年金請求のご案内」21ページをご覧ください。

6-2. 子の情報

(「年金請求のご案内」12ページ参照)

- (1) 現在、生計を維持している子のうち、以下のいずれかに該当する「子」はいますか。
- ① 18歳になった後の最初の3月31日までにある子

② 20歳未満であって、国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある子



- (2) (1) で「はい」に該当する方は、次の①～②についてご記入ください。
- ① 子の氏名、生年月日、個人番号（マイナンバー）および障害の状態についてご記入ください。
(4人目以降は別紙にご記入ください。)

70	A欄	子の氏名	(フリガナ) シガク	(氏) 私学	(名) 一郎	生年月日	平成 23 年 5 月 20 日	診	続柄	処	失				
個人番号 (マイナンバー)		1	3	5	7	9	2	4	6	8	0	0	0	障害の状態	ある
B欄	子の氏名	(フリガナ)	(氏)	(名)	生年月日	平成 年 月 日	診	続柄	処	失					
	個人番号 (マイナンバー)											障害の状態	ある	ない	
C欄	子の氏名	(フリガナ)	(氏)	(名)	生年月日	平成 年 月 日	診	続柄	処	失					
	個人番号 (マイナンバー)											障害の状態	ある	ない	

- ② 加給年金額に関する生計維持関係に関する申立書をご記入ください。
- ご本人（年金を受ける方）によって生計を維持されている子がいる場合、「加給年金額」が加算される場合があります。
※生計維持については、同封の「年金請求のご案内」10ページをご確認ください。

生計維持関係に関する申立書

申立日
(記入日) 令和 8 年 4 月 10 日

1. 上記の子と生計を同じくしていますか。該当するものを○で囲んでください。
(同居している場合や、単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしている場合は生計を同じくしていることとなります。)

はい ・ いいえ

2. 上記の子の年収について、該当するものを○で囲んでください。

対象者	(1) 年収は850万円未満ですか。 (または所得655.5万円未満ですか。)	(1) で「いいえ」に○を付けた方のみご記入 ください。 (2) おおむね5年以内に年収850万円 (所得655.5万円) 未満となる見込み がありますか。
A欄の子	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
B欄の子	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
C欄の子	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

※(2) で「はい」を○で囲んだ方は、添付書類が必要です。詳しくは、同封の「年金請求のご案内」21ページをご覧ください。

65歳以前に老齢厚生年金の受給権がある方

7. 雇用保険加入状況

(「年金請求のご案内」13ページ参照)

65歳前に老齢厚生年金が発生する方(特別支給の老齢厚生年金が発生する方または繰上げ支給の老齢厚生年金を請求する方)は以下をご記入ください。

(1) 雇用保険に加入したことがありますか。

はい

いいえ

(1)で「いいえ」に該当する方は
(4)へお進みください。

(2) (1)で「はい」に該当する方は次の質問についてご記入ください。

年金請求書を提出する時点で、最後に雇用保険の被保険者でなくなった日から7年以上経過していますか。

はい

いいえ

(2)で「はい」に該当する方は
次ページへお進みください。

(3) (2)で「いいえ」に該当する方は雇用保険被保険者番号(10桁または11桁)を左詰めでご記入ください。

雇用保険 被保険者番号		→ (5)へお進み ください。
----------------	---	--------------------

※(3)に記入した場合、雇用保険被保険者証等の番号が確認できる書類の添付が必要です。
詳しくは、同封の「年金請求のご案内」22ページをご覧ください。

(4) (1)で「いいえ」に該当する方は雇用保険に加入していなかった理由について、
次のアまたはイのいずれかをチェックしてください。

☒	ア	雇用保険の加入事業所に勤めていたが、雇用保険の被保険者から除外されていたため。 雇用保険法による適用事業所に雇用される者であるが、雇用保険被保険者の適用除外であり、 雇用保険被保険者証の交付を受けたことがない。 (例 事業主、事業主の妻等)
☒	イ	雇用保険に加入していない事業所に勤めていたため。 雇用保険法による適用事業所に雇用されたことがないため、雇用保険被保険者証の交付を 受けたことがない。

(5) 60歳から65歳になるまでの間に、雇用保険の基本手当または高年齢雇用継続給付を受けていますか
(または受けたことがありますか)。「はい」または「いいえ」を○で囲んでください。
受給を終了している場合は、終了日をご記入ください。

(はい) ・ (いいえ)	受給終了日 (平成)・(令和) 年 月 日
--------------	-----------------------

機構獨自項目

作成原因	7	進達番号
6 01		

1. ご本人情報

(1) 印字されている基礎年金番号と異なる記号番号の年金手帳等をお持ちの場合は、その年金手帳の記号番号をすべてご記入ください。

厚生年金保険 国民年金保険 船舶保険 の 手帳記号番号	—	—	—
---	---	---	---

※手帳記号番号を記入した方は「年金手帳」または「厚生年金保険被保険者証」のコピーを添付してください。

(2) 個人番号（マイナンバー）の登録の有無について
下の表示において、「1」となっている方は、すでに日本年金機構で個人番号（マイナンバー）の登録がされています。

個人番号 (マイナンバー)	が登録済の方：1
個人番号 (マイナンバー)	が未登録の方：0または空欄

※（２）において「０」または空欄となっている方は、１ページに個人番号（マイナンバー）をご記入ください。
個人番号（マイナンバー）をご記入いただくことにより、生年月日に関する書類（住民票等）の添付が不要になります。（同封の「年金請求のご案内」をご覧ください。）

2. 配偶者情報

配偶者が、基礎年金番号と異なる記号番号の年金手帳等をお持ちの場合は、その年金手帳の記号番号をすべて記入ください。

[illegible]

※手帳記号番号を記入した方は「年金手帳」または「厚生年金保険被保険者証」のコピーを添付してください。

3. 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

(「年金請求のご案内」15ページ参照)

提出年	令和	年	提出日	令和	年	月	日	提出	1	1	5	0
-----	----	---	-----	----	---	---	---	----	---	---	---	---

- (1) ご本人(年金を受ける方)のカナ氏名、生年月日、住所、基礎年金番号を確認し、氏名をご記入ください。
ご本人自身が障害者・寡婦等に該当しない場合は、下記事項を○で囲む必要はありません。

フリガナ	シガク タロウ	生年月日	昭和36年4月10日
氏名			
住所	東京都文京区湯島8-8-8		
郵便番号	113-0034	電話番号	- -
基礎年金番号	9500-987654		

本人障害	1. 普通障害	寡婦等	1. 寡婦 2. ひとり親	本人所得	年間所得の見積額が900万円を超える
	2. 特別障害		4. 寡婦 5. ひとり親		

- (2) 上記の提出年の扶養親族等の状況についてご記入ください。

「うかきく」については「摘要」欄に記入が必要な場合があります。「年金請求のご案内」15ページの各欄の説明をご覧ください。
(ご本人に控除対象配偶者や扶養親族等がない場合は、下記事項を記入する必要はありません。)

あ	フリガナ		続柄	生年月日	う	か	きく
	氏名	個人番号(マイナンバー)					
源泉控除対象配偶者または障害者に該当する同一生計配偶者			1. 夫 2. 妻	1. 明 3. 大 5. 昭 7. 平 年 月 日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	万円(年間)
	配偶者の区分	収入が年金のみで、以下のいずれかに該当する。 1. 65歳以上の場合、年金額が168万円以下 2. 65歳未満の場合、年金額が118万円以下		機構使用欄 (本人所得と配偶者所得、退職所得の有無から該当するコードを記載)			
源泉控除対象親族(16歳以上)				1. 明 3. 大 5. 昭 7. 平 年 月 日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	58万円以下 58万円超～85万円以下 85万円超
				1. 特定 2. 老人			
				1. 明 3. 大 5. 昭 7. 平 年 月 日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	58万円以下 58万円超～85万円以下 85万円超
				1. 特定 2. 老人			
扶養親族(16歳未満)				7. 平成 9. 令和 年 月 日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	58万円以下 58万円超
				7. 平成 9. 令和 年 月 日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	58万円以下 58万円超
うかきく	摘要						

* 提出年より前に年金が受けられる場合は、過去の年分の扶養親族等申告書をすべて提出していただくことになります。

(申告書は年金事務所に用意してあります。)

* 「扶養親族(16歳未満)」欄は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等受給者の扶養親族申告書」の記載欄を兼ねています。

* 控除対象配偶者や扶養親族等の個人番号を確認する書類は提出する必要はありません。

(年金の支払者) 官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長 法人番号 6000012070001

公務員共済独自項目

※「年金請求のご案内」16ページをご参照ください。

退職一時金受給額の返還に係る項目

「あなたが受給した退職一時金に係る返還見込額」欄に返還額の記載のある方のみ、下記の「返還方法」および「氏名欄」にご記入ください。退職一時金に係る返還見込額が、「*」で表示されている場合は記入不要です。

○あなたが受給した退職一時金に係る返還見込額

あなたが退職時に受給した退職一時金に係る返還見込額は、次のとおりです。

退職一時金に係る返還見込額	円
---------------	---

※上記の金額は、支給開始年齢到達時において老齢厚生年金の受給権（年金を受ける権利）が発生した場合の見込額です。実際の年金決定において受給権発生時点が異なった場合は、返還額も異なることとなりますのでご了承ください。

※退職一時金を2回以上受給している方については、合算して返還見込額を記載しています。

○返還方法

希望する返還方法の番号を○で囲んでください。

1	年金の支給期ごとにその支給額の2分の1を返還に充当する。 （年金から控除されますので、手続きが不要です。）
2	1年以内に現金で一括または分割して返還する。 ↓ （現金での返還の場合、 <u>払込手続</u> が必要となります。） ※後日、払込手続について、共済組合からご案内させていただきます。

※「2」により現金での返還を希望された場合でも、1年以内に全額の返還が行われていないときは、「1」の返還方法に変更させていただきますので、ご了承願います。

上記の返還方法で返還することを申し立てます。

氏名欄

国会議員・地方議会議員の就任期間に係る項目

	議会名称	就任年月日 (議員となった年月日)	退任年月日
1		平 年 月 日	平 年 月 日
2		平 年 月 日	平 年 月 日
3		平 年 月 日	平 年 月 日

給付制限事項に係る項目

次の事項に関して該当する場合は、番号を○で囲んでください。

1	組合員として懲戒免職または停職の処分を受けたことがある。
2	組合員として退職手当の支給制限等処分を受けたことがある。
3	拘禁刑（令和7年5月以前の場合は、懲役または禁錮）以上の刑に処せられたことがある。

公務員共済独自項目

※「年金請求のご案内」17ページをご参照ください。

年金からの所得控除（寡婦控除、障害者控除、配偶者控除、扶養控除などの人的控除）を希望される方は、下記の公的年金等の受給者の扶養親族等申告書についてご記入ください。

対象年 (提出年)	令和 年	分	公的年金等の受給者の扶養親族等申告書
--------------	------	---	--------------------

(1) ご本人のカナ氏名、生年月日、住所、基礎年金番号を確認し、氏名および個人番号（マイナンバー）をご記入ください。

氏 名	シガク タロウ	生年月日	昭和36年4月10日
住 所	東京都文京区湯島8-8-8		
郵便番号	113-0034	個人番号（マイナンバー）	
基礎年金番号	9500-987654		

提出日、電話番号をご記入ください。ご本人が障害者・寡婦等に該当しない場合は、下記事項を○で囲む必要はありません。

提出日	令和 年 月 日	提出	え 本人障害	普通障害	特別障害
電話番号	-	-	お 寡婦等	寡婦 ひとり親	地方税控除 寡婦 ひとり親

(2) 上記の対象年の扶養親族等の状況についてご記入ください。

え か については「摘要」欄に記入が必要な場合があります。「年金請求のご案内」17ページの各欄の説明をご覧ください。

(ご本人に控除対象配偶者や扶養親族等がなく、ご本人自身が障害者・寡婦等に該当しない場合は、下記事項を記入する必要はありません。)

あ	氏 名 (フリガナ)	続柄	生年月日	障 害	同居・別居・ 非居住の区分	所得金額 (退職 所得を含む)	退職所得を 除いた所得金額
	個人番号 (マイナンバー)	種 別					
源泉控除 対象配偶者 または 障害者に該 当する同一 生計配偶者	(フリガナ)	夫・妻	明大 昭平 年 月 日	普通障害 特別障害	同居 別居 非居住	万円 (年間)	万円 (年間)
	配偶者の 区分	受給者の合計所得の見積額が900万円以下 1. 配偶者の合計所得見積額が58万円以下 2. 配偶者の合計所得見積額が58万円超～95万円以下 受給者の合計所得の見積額が900万円超 3. 配偶者の合計所得見積額が58万円以下 (※配偶者が障害者でない場合は控除の対象になりません)					
源泉控除 対象親族 (16歳以上)	(フリガナ)		明大 昭平 年 月 日	普通障害 特別障害	同居 別居 非居住	万円 (年間)	万円 (年間)
	(フリガナ)		明大 昭平 年 月 日	普通障害 特別障害	同居 別居 非居住	万円 (年間)	万円 (年間)
い	扶養親族 (16歳未満)	(フリガナ)	平 令 年 月 日	普通障害 特別障害	同居 別居 非居住	万円 (年間)	万円 (年間)
う	氏 名 (フリガナ)	続柄	生年月日	異動月日 及び事由	控除を受ける他の所得者		
	住 所				氏 名	続柄	
え か	他の所得者が 控除を受ける 扶養親族等	(フリガナ)	明大 昭平 令 年 月 日				
	(フリガナ)	明大 昭平 令 年 月 日					
え か	摘要						

※「扶養親族（16歳未満）」欄は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等受給者の扶養親族申告書」の記載欄を兼ねています。

(3) あなたが年金の支払いを受ける支払者（申告先）に☑を一つ入れてください。

年金の 支払者 (申告先)	☐	国家公務員共済組合連合会	法人 番 号	2010005002559	実施機関記入欄
	☐	地方職員共済組合		2700150001147	
	☐	地方職員共済組合団体共済部		8700150003179	
	☐	公立学校共済組合		9700150000613	
	☐	警察共済組合		2700150005742	
	☐	東京都職員共済組合		4010005002573	
	☐	全国市町村職員共済組合連合会			

※提出年より前に年金が受けられる場合は、過去の年分の扶養親族等申告書をすべて提出していただくことになります。

私学共済独自項目

※「年金請求のご案内」18ページをご参照ください。

退職一時金返還について

「年金請求のご案内」18ページの説明をお読みいただき、希望する返還方法を○で囲んでください。

退職一時金返還見込額が＊円の場合は記入不要です。

退職一時金返還見込額	円
------------	---

※上記の金額は、支給開始年齢到達時において老齢厚生年金の受給権が発生した場合の見込額です。

実際の年金決定において受給権発生時点が異なった場合は、返還額も異なることとなりますので、ご了承ください。

希望する返還方法（1または2）を○で囲んでください。

1	私は、返還すべき額を年金の支給期ごとにその支給額の2分の1ずつ順次控除することにより返還します。	年金の支給期ごとに支給額の2分の1を差し引き、返還額に達するまで差し引いて返還する方法です。 返還の期限はありませんので、返還が完了するまで長時間かかる場合もありますが、返還額が変わることはありません。また、在職中等で年金が全額停止されている間は、返還が生じません。
2	私は、返還すべき額を1年以内に一括または分割で返還します。	年金が決定されてから1年以内に、払込通知書により一括または分割で金融機関から払い込むことにより返還する方法です。 (払込通知書は、年金決定後にお送りします。)

※「2」の返還方法につきましては、1年以内に返還しなければなりませんし、金融機関から払い込むお手続きをおかけすることになりますので、年金支給額から差し引いて返還する「1」の方法をお勧めします。

国会議員・地方議会議員の就任期間について

	議会名称	就任年月日 (議員となった年月日)	退任年月日
1		昭平令 年 月 日	昭平令 年 月 日
2		昭平令 年 月 日	昭平令 年 月 日
3		昭平令 年 月 日	昭平令 年 月 日

老齢を支給事由とする年金は、所得税法上では「雑所得」として課税の対象となり年金支給のつど源泉徴収されます。
この源泉徴収に際し、所得控除（寡婦控除、障害者控除、配偶者控除、扶養控除などの人的控除）を受けようとするときは、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を記入のうえ、提出してください。（「年金請求のご案内」19ページをご参照ください。）

CL014

令和8年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

麹町税務署長殿 市区町村長殿

令和8年4月10日 提出

(1) ご本人（受給権者）の状況
ご本人の基礎年金番号、加入者等記号・番号、氏名カナ、生年月日、住所を確認し、氏名、電話番号、個人番号（マイナンバー）をご記入ください。

基礎年金番号	9500-987654		加入者等記号・番号	13A099909090	
フリガナ	シガク タロウ		生年月日	昭和36年4月10日	
氏名	私学 太郎				
住所	東京都文京区湯島8-8-8				
		郵便番号	113-0034	電話番号	03 - 9999 - 9999
個人番号（マイナンバー）	123456789000				

ご本人自身が障害者・寡婦等に該当しない場合は、下記事項を○で囲む必要はありません。

本人障害	普通障害	寡婦等	寡婦 ひとり親
	特別障害		地方税（個人住民税）控除のみ 寡婦 ひとり親

(2) 扶養親族等の状況
ご本人に控除対象配偶者や扶養親族等がない場合は、記入する必要はありません。

区分	フリガナ		続柄	生年月日	年間所得の見積額	住所または居所	障害
	氏名						
	個人番号（マイナンバー）						
源泉控除対象配偶者または障害者に該当する同一生計配偶者	シガク	ハナコ 老	配偶者 (法律婚)	明・大・ <u>昭</u> ・平 37・8・10	0 万円 (年間)	<u>同居</u> 別居 非居住者	普通障害 特別障害
	(氏) 私学	(名) 花子					
	987654321000						
	配偶者欄に記入する場合は、下記1～3のいずれかに必ず○をつけてください。 受給権者本人の合計所得が900万円以下 ① 配偶者の合計所得が58万円以下 2. 配偶者の合計所得が58万円超～95万円以下 受給権者本人の合計所得が900万円超 3. 配偶者の合計所得が58万円以下						
源泉控除対象親族(16歳以上)		老・特		明・大・ <u>昭</u> ・平 ・	1. 58万円以下 2. 58万円超～85万円以下 3. 85万円超	同居 別居 非居住者	普通障害 特別障害
	(氏)	(名)					
		老・特					
	(氏)	(名)					
扶養親族(16歳未満)	シガク	イチロウ		<u>平</u> ・令 23・5・20	① 58万円以下 2. 58万円超	<u>同居</u> 別居 非居住者	普通障害 特別障害
	(氏) 私学	(名) 一郎					
	135792468000						
	(氏)	(名)					
摘要						事業団使用欄 61-	

※扶養親族（16歳未満）欄は、地方税法第45条の3の3及び第317条の3の3による「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の記載欄を兼ねています。
年金の支払者 日本私立学校振興・共済事業団 法人番号 6010005002596

代理人に手続きを委任される場合にご記入ください。

委任状

代理人 *ご本人（委任する方）がご記入ください。

フリガナ		ご本人 との関係	
氏 名			
住 所	〒 ー	電話	ー ー
		建物名	

私は、上記の者を代理人と定め、以下の内容を委任します。

ご本人 *ご本人（委任する方）がご記入ください。

作成日 令和 年 月 日

基礎年金 番号					ー						
フリガナ							生年月日	(大正) 年 月 日 (昭和)			
氏 名	(旧姓)										
住 所	〒 ー						電話	ー ー			
							建物名				
委任する 内容	●委任する事項を次の項目から選んで○で囲んでください。5.を選んだ場合は委任する内容を具体的にご記入ください。 1. 年金および年金生活者支援給付金の請求について 2. 年金および年金生活者支援給付金の見込額について 3. 年金の加入期間について 4. 各種再交付手続きについて 5. その他（具体的にご記入ください） () ●「年金の加入期間」や「見込額」などの交付について A. 代理人に交付を希望する B. 本人あて郵送を希望する										

※「年金請求のご案内」14ページの注意事項をお読みいただき、記入漏れのないようにお願いします。
なお、委任状の記入内容に不備があったり、本人確認ができない場合はご相談に応じられないことがあります。

② パンフレット「年金請求のご案内」(抜粋)

年金請求に必要な添付書類

1. 個人番号（マイナンバー）の番号確認のための書類

個人番号（マイナンバー）は、個人番号（マイナンバー）が正しい番号であることの確認（番号確認）が必要なため、以下のいずれかの書類のコピーを添付してください。

- 個人番号カード（マイナンバーカード）の表・裏両面
- 個人番号の表示がある住民票
- 通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限ります）

請求書にマイナンバーをご記入のうえ、上記書類を添付していただいた場合は、下の「2. 生年月日を確認する書類」「3. 年金の受取口座を確認する書類（公金受取口座を指定する場合のみ）」の添付を省略できます。

2. 生年月日を確認する書類

ご本人の生年月日を確認する書類として、以下いずれかの書類の添付が必要です。

- 戸籍抄本（または戸籍謄本）
- 住民票

* 戸籍・住民票を添付する場合は、受給権発生日以降かつ、年金請求書の提出日の6カ月以内に交付されたものが必要です。
* 戸籍・住民票がホッチキスで綴られている場合は、外さずに添付してください。

【外国人の方】

- 外国人の方で、マイナンバーをお持ちの場合は、年金請求書の1ページにマイナンバーをご記入ください。
また、年金請求書の1ページの氏名が印字されている下の余白にアルファベット氏名を大文字で記入のうえ、在留カードまたは住民票（どちらもコピー可）のいずれかの書類を添付してください。

3. 年金の受取口座を確認する書類

年金請求書に記載した年金の受取口座について、以下の書類の添付が必要です。

- 金融機関の通帳またはキャッシュカードのコピー
（金融機関名、支店名、口座名義人氏名フリガナ、預金種別、口座番号が確認できるもの）

* 一部のインターネット専業銀行は年金の受け取り先として指定できます。
詳しくは、年金の受け取りを希望するインターネット専業銀行にお問い合わせください。

* インターネット専業銀行を指定する場合、金融機関名、支店名、口座名義人氏名 フリガナ、預金種別、口座番号が確認できるページをプリントアウトし、添付してください。

- 年金請求書に金融機関の証明を受けた場合、または公金受取口座として登録済の口座を年金の受取先に指定する場合は、上記の書類は不要です。

■配偶者または子がいる方……………引き続き21、22ページをご確認ください。

■上記以外の方……………引き続き22ページをご確認ください。

配偶者または子がいる方

4. 加給年金額や振替加算を加算するために必要な書類

ご本人（年金を受ける方）に生計を維持されている配偶者または子がいる場合や、ご本人（年金を受ける方）が配偶者によって生計を維持されている場合、加給年金額や振替加算を加算するために戸籍、住民票および所得証明書の添付が必要です。【表1】

- 年金請求書の5ページ・6ページに配偶者および子のマイナンバーをそれぞれ記入すると、戸籍抄本（または戸籍謄本）、住民票および所得証明書の添付を省略できます。

＊マイナンバーを記入した場合でも、審査の過程で添付書類が必要となる場合があります。あらかじめご了承ください。

- 以下の2つの要件を満たしているとき、「生計を維持されている」といいます。

1. 生計を同じくしていること。（例）同居している。単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしている。
2. 年収850万円（所得655.5万円）以上を将来にわたって有しないことが認められること。

- 「配偶者」とは、夫または妻のことをいいます。

（婚姻の届け出はしていなくても、事実上ご本人（年金を受ける方）と「婚姻関係と同様の状態にある方」を含みます。）

- 「子」とは、次のいずれかに該当する方をいいます。

- ① 18歳になった後の最初の3月31日までの子
- ② 20歳未満であって、国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある子

【表1】加給年金額や振替加算を加算するために必要な書類（例）

詳しくは私学事業団にお問い合わせください。

書類名		使用目的	備考欄
①	戸籍謄本等	配偶者・子との身分関係の確認	 <u>年金請求書に配偶者および子のマイナンバーを記入した場合は、添付は不要です</u>
②	世帯全員の住民票	生計同一要件の確認	
③	【ご本人に加給年金額が加算される場合】 配偶者・子の所得証明書等	収入要件の確認 (原則、前年の収入または所得)	
④	【ご本人に振替加算が加算される場合】 本人の所得証明書等		

＊戸籍・住民票を添付する場合は、受給権発生日以降かつ、年金請求書の提出日の6カ月以内に交付されたものがが必要です。

【おおむね5年以内に年収が850万円（所得655.5万円）未満となる見込みがある場合】

- 生計維持関係にある方の収入が、現在の年収が850万円（所得655.5万円）以上であって、おおむね5年以内に年収が850万円（所得655.5万円）未満となる見込みがある場合は、「退職年齢が確認できる勤務先の就業規則のコピー」等、収入が減少する見込みであることを確認できる書類の添付が必要です。
- ➡退職年齢の確認書類等の中で職種により退職年齢が異なる旨の記載がある場合、該当者の職種を特定できる書類（コピー可）も添付してください。

【配偶者・子と同一世帯でない場合】【事実婚関係にある方がいる場合】

- 配偶者または子と同一世帯でない場合や事実婚関係にある方がいる場合は、生計同一関係などを確認する書類として、「生計同一関係に関する申立書」等が別途必要です。必要書類を送付しますので私学事業団にお問い合わせください。
- ➡同一世帯でない場合は、それぞれの世帯全員の住民票（コピー不可）が必要となります。

【子が障害の状態にある場合】

- 年金請求書6ページ6-2.（2）で子の障害の状態欄に「ある」と記入した場合は、障害の状態等をお伺いし、所定の診断書をお送りします。（国民年金法施行令別表に定める障害等級1級または2級の障害の状態をいい、障害者手帳の障害等級とは異なります。）
- その他認定または審査に必要な書類がある場合がありますので、私学事業団にお問い合わせください。
- ➡子が特別児童扶養手当の支給対象者であり、特別児童扶養手当の直近の診断書（コピー可）を提出できる場合は、上記診断書を省略できることがあります。この場合、併せて特別児童扶養手当を受けていることがわかる書類も提出してください。

そのほか、状況に応じて必要な書類

5. 雇用保険に関する書類

65歳前に老齢厚生年金が発生する方（特別支給の老齢厚生年金が発生する方または繰上げ支給の老齢厚生年金を請求する方）のみ必要な書類です。

書類が必要な場合		必要な添付書類
(1)	現在雇用保険に加入中の方、または、過去7年以内に雇用保険に加入していた方	以下①～④いずれかの書類のコピー ① 雇用保険被保険者証 ② 雇用保険受給資格者証 ③ 雇用保険受給資格通知 ④ 高年齢雇用継続給付支給（不支給）決定通知書
(2)	60歳から65歳になるまでの間に、ハローワークに求職申込をしている、または基本手当を受けたことがあるとき	上記(1)の②または③の全ての面のコピー
(3)	60歳以降、高年齢雇用継続基本給付金または高年齢再就職給付金の支給申請をしているとき、または決定を受けている（受けていた）とき	上記(1)の④のコピー

* 雇用保険被保険者証等を複数お持ちの方は、直近の雇用保険被保険者番号が確認できるものを添付してください。

* 雇用保険被保険者証等を紛失した方は、ハローワークで再発行の手続きをしてください。

* 上記書類に関するご不明点は、勤務先またはハローワークにお問い合わせください。

6. 遺族または障害の年金を受給中、または請求中の方

支給事由（老齢、障害、遺族）が異なる2つ以上の年金を受けられる方は、「年金受給選択申出書」の提出により、年金の受給方法の選択が必要となる場合があります。

●年金受給選択申出書

* 遺族年金を受給中または請求中の場合、原則65歳前の老齢厚生年金が発生する方のみ必要な書類です。

* 年金受給選択申出書が必要な場合は、私学事業団にお問い合わせください。

7. 年金加入期間関係書類

請求書3ページの「あなたの受給資格期間」が300月未満（25年未満）の方のみ必要な書類です。

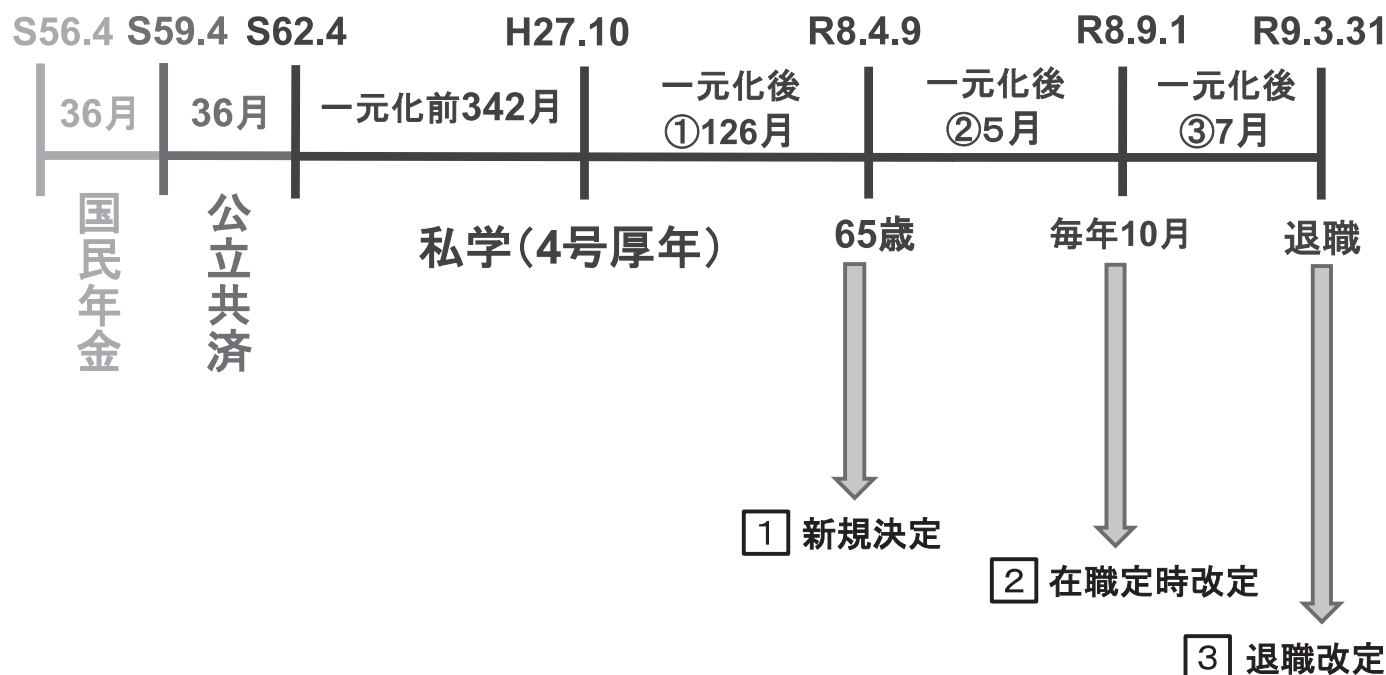
300月未満（25年未満）の方は、合算対象期間（カラ期間）（詳細はパンフレット9ページをご参照ください）の有無をご確認のうえ、下表の対応をお願いします。

加入期間の確認		必要な添付書類、ご対応
(1)	合算対象期間を加えると加入期間等が300月以上となる場合	●年金加入期間確認通知書（合算用） *年金事務所で交付を受けることができます。 手続きの詳細は年金事務所にお問い合わせください。
(2)	合算対象期間を加えても加入期間等が300月未満である場合	請求書4ページの下部余白に「合算対象期間を加えても加入期間等が300月未満」である旨をご記入ください。
(3)	合算対象期間がない場合	請求書4ページの項番⑧にチェック（✓）をご記入ください。

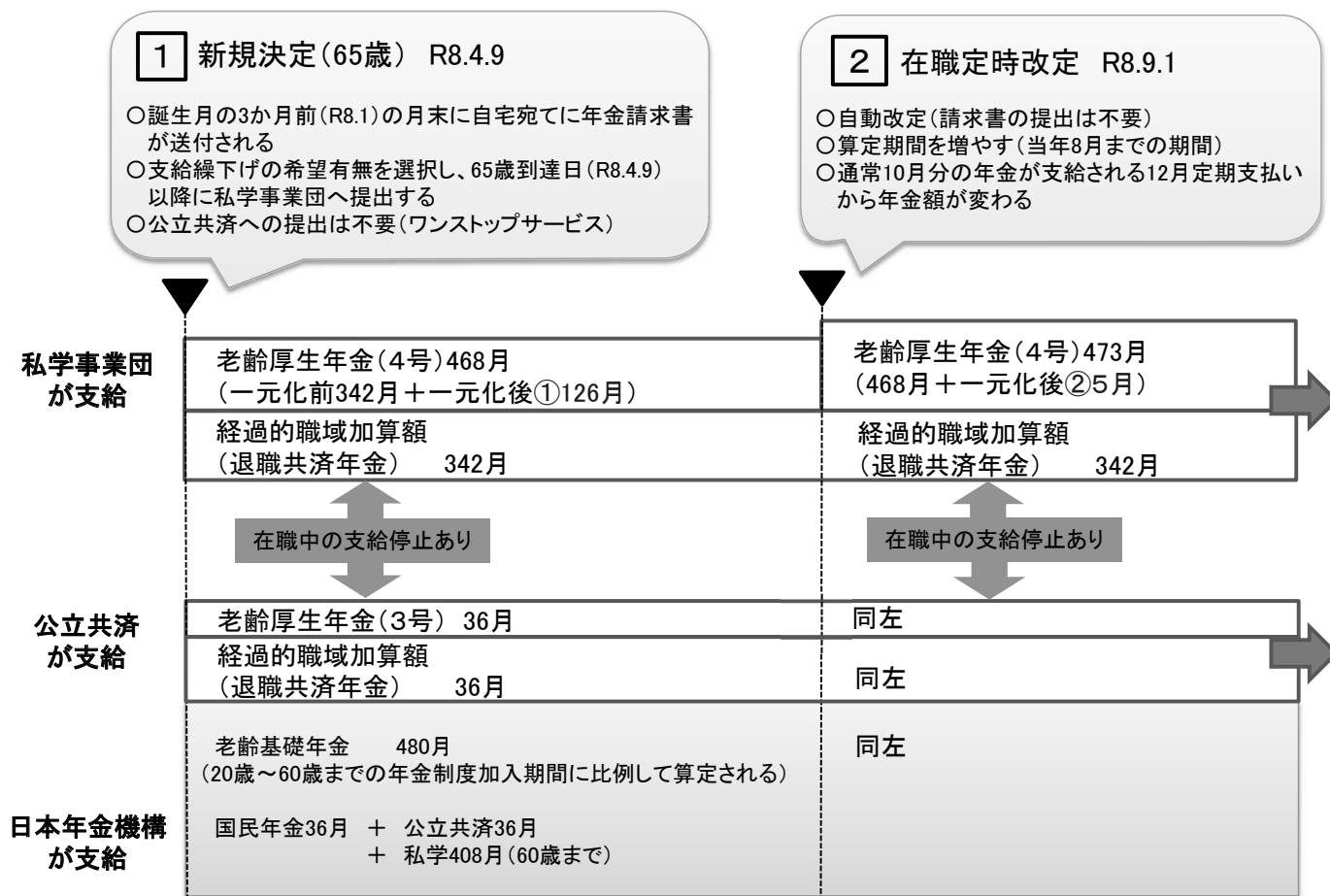
* 120月（10年）以上で受給権が発生する場合であっても、審査の過程で添付していただいた書類以外の書類が必要となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

③ 事例

私学太郎さんの年金(昭和36年4月10日生まれ)



私学太郎さんの年金(昭和36年4月10日生まれ)



MEMO

3 退職改定 R9.3.31

- 自動改定(請求書の提出は不要)
- 算定期間を増やす
- 在職中の停止を自動解除
- 4月分の年金が支給される6月定期支払いから年金額が変わる

老齢厚生年金(4号) 480月
(473月 + 一元化後③7月)

経過的職域加算額
(退職共済年金) 342月

退職年金(終身・有期)
138月(①～③)

退職により受給権発生
(本人に請求書を送付)

同左

同左

同左

④ 年金証書[見本]

日本私立学校振興・共済事業団			
年金証書			
年金の種類	老齢厚生年金	年金証書記号番号	61-900001D
		基礎年金番号	9500-987654 年金コード 1140
受給権者の氏名	私学 太郎		
受給権者生年月日	昭和36年 4月10日		
受給権発生年月	令和 8年 4月		
厚生年金保険法により、上記の年金を決定したことを証します。			
令和 8年 × 月 × 日		日本私立学校振興・共済事業団理事長	

日本私立学校振興・共済事業団			
年金証書			
年金の種類	退職共済年金	年金証書記号番号	61-900001C
		基礎年金番号	9500-987654 年金コード 1170
受給権者の氏名	私学 太郎		
受給権者生年月日	昭和36年 4月10日		
受給権発生年月	令和 8年 4月		
被用者年金一元化法(平成24年法律第63号)により、上記の年金を決定したことを証します。			
令和 8年 × 月 × 日		日本私立学校振興・共済事業団理事長	

⑤ 決定・改定・支給年金額変更通知書〔見本〕

令和8年××月××日

日本私立学校振興・共済事業団

113-0034

東京都文京区湯島8-8-8

私学 太郎 様

このたび、下記のとおり年金の決定、改定及び支給年金額変更の処理を行いましたので通知します。

この決定の内容に疑問がある場合は、当事業団までお問い合わせください。

この決定に異議がある場合には、この通知を受けた日から3箇月以内に文書又は口頭で、日本私立学校振興・共済事業団共済審査会に審査請求をすることができます。

また、この決定により不利益が生ずる場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）により、この通知を受けた日から6箇月以内（審査請求を行ったときは、共済審査会の裁決があったことを知った日から6箇月以内）に、当事業団を相手方として裁判所に当該処分を取り消しの訴えを提起することができます。

厚生年金保険 決定・改定・支給年金額変更通知書

NO. 1

決定年月日	R 8. ××. ××
-------	-------------

年金の種類	年金証書記号番号	受給権者氏名	生年月日
老齢厚生年金	61-900001D	私学 太郎	S36. 4. 10
基礎年金番号	9500-987654	年金コード1140	

1. 年金の種類と年金決定の根拠となった厚生年金保険の条文 老齢厚生年金 厚生年金保険法 第 42 条
2. この通知の最新の年金額等の内訳 (支給年金額変更年月 令和 8 年 5 月)

年金額の内訳

基本となる 年 金 額 (円)	加 給 年 金 額 または加算額 (円)	繰上げ・繰下げによる 減算・加算額 (円)	年 金 額 (円)
1,853,351	423,700	0	2,277,051

※基本となる年金額 の内訳（円）	報酬比例部分 1,747,068	定額部分（経過的分算額） 106,283
---------------------	---------------------	-------------------------

加入期間の内訳

加 入 期 間	月 数
厚生年金保険の加入期間	468 月

平均標準報酬額等の内容

厚生年金保険の 加入期間の種類	月 数	平均標準報酬額 (平均標準報酬月額)
①平成15年3月までの期間	192 月	382,341 円
②平成15年4月以降の期間	276 月	809,136 円

加給年金額対象者等の内訳

加給年金額対象者
対象者 有

外国との通算協定期間

協定月数	0 月	他制度月数	0 月
------	-----	-------	-----

- ### 3. 年金の決定・改定及び支給年金額の変更の経過

	給付事由発生年月日	決定・改定・支給年金額 変 更 事 由	年 金 額 (円) ①	加給 (人)		停 止		支 給 年 金 額 ①-② (円)	支 給 年 金 額 変 更 年 月
				配	子	停 止 事 由	停 止 額 (円) ②		
1	R 8. 4. 9	新規決定 (在職)	2,277,051	1	0	在職中	2,170,768	106,283	R 8. 5
2	R 8. 4. 9	加給年金改定	2,277,051	1	0	在職中	2,170,768	106,283	

日本私立学校振興・共済事業団 理事長

113-0034
東京都文京区湯島 8-8-8
私学 太郎 様

このたび、下記のとおり年金の決定、改定及び支給年金額変更の処理を行いましたので通知します。
この決定の内容に疑問がある場合は、当事業団までお問い合わせください。
この決定に異議がある場合には、この通知を受けた日から3箇月以内に文書又は口頭で、日本私立学校振興・共済事業団共済審査会に審査請求をすることができます。
また、この決定により不利益が生ずる場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）により、この通知を受けた日から6箇月以内（審査請求を行ったときは、共済審査会の裁決があったことを知った日から6箇月以内）に、当事業団を相手方として裁判所に当該処分の取り消しの訴えを提起することができます。

私学共済年金 決定・改定・支給年金額変更通知書 N O . 1 決 定 年 月 日 R 8 . × × . × ×

年金の種類	年金証書記号番号	受給権者氏名	生年月日
退職(共済)年金	61-900001C	私学 太郎	S36. 4. 10
基礎年金番号	9500-987654	年金コード1170	

1. 年金の種類と年金決定の根拠となった私学共済年金の条文 退職共済年金 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第78条

2. この通知の最新の年金額等の内訳 (支給年金額変更年月 令和 8 年 5 月)
年金額の内訳

*****	職域加算額 (円)	*****	繰上げ・繰下げによる 減算・加算額 (円)	年金額 (円)
*****	239,960	*****	0	239,960

加入期間の内訳

加入期間	月数
私学共済の加入期間	342月

平均標準給与額等の内容

私学共済の 加入期間の種類	月数	平均標準給与額 (平均標準給与月額)
①平成15年3月までの期間	192月	382,341円
②平成15年4月以降の期間	150月	823,308円

加給年金額対象者等の内訳

加給年金額対象者 対象者 無

外国との通算協定期間

協定期数	0月	他制度月数	0月
------	----	-------	----

3. 年金の決定・改定及び支給年金額の変更の経過

	給付事由発生年月日	決定・改定・支給年金額 変更事由	年金額 (円) ①	加給 (人)		停止		支給年金額 ①-② (円)	支給年金額 変更年月
				配	子	停止事由	停止額 (円) ②		
1	R 8. 4. 9	新規決定	239,960	0	0	在職中	239,960	0	R 8. 5

⑥ 令和8年度の各種金額

70歳以下: 昭和31年4月2日以後生まれ
71歳以上: 昭和31年4月1日以前生まれ

老齢給付

老齢基礎年金(スライド 29、30)

受給権者の年齢	年額
70歳以下	847,300円
71歳以上	844,900円

定額単価(スライド 29)

受給権者の年齢	一月当たり
70歳以下	1,766円
71歳以上	1,761円

加給年金額及び特別加算額(スライド 33)

加給年金額		受給権者(本人)の生年月日	特別加算額
配偶者	243,800円	昭和 9年4月2日～昭和15年4月1日	36,000円
1人目・2人目の子	243,800円	昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	71,900円
3人目以降の子	81,300円	昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	108,000円
		昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	143,900円
		昭和18年4月2日～	179,900円

障害給付

加給年金額と子の加算額(スライド 93)

対象者		年額
配偶者の加給年金額		243,800円
子の加算額	2人目まで	243,800円
	3人目以降	81,300円

障害基礎年金(スライド 95)

障害等級		年額
1級	70歳以下	1,059,125円
	71歳以上	1,056,125円
2級	70歳以下	847,300円
	71歳以上	844,900円

遺族給付

遺族基礎年金(スライド 103)

対象者		年額
基本額	70歳以下	847,300円
	71歳以上	844,900円
子の加算額	2人目まで	243,800円
	3人目以降	81,300円

⑦ 退職年金現価率表

本表における諸率については、令和7年10月1日以降のものです。また、これらの諸率は共済規程で定められ、毎年10月に見直しされます。

付与率	基準利率
1.50%	0.42%

終身年金現価率（令和7年10月から令和8年9月まで）

年齢		年齢		年齢		年齢	
59歳	28.035287	73歳	17.127977	87歳	7.460150	101歳	2.616833
60歳	27.255050	74歳	16.352462	88歳	6.925534	102歳	2.449996
61歳	26.477684	75歳	15.584414	89歳	6.420860	103歳	2.299411
62歳	25.703552	76歳	14.826026	90歳	5.948194	104歳	2.162685
63歳	24.933088	77歳	14.077905	91歳	5.512198	105歳	2.036709
64歳	24.166832	78歳	13.340066	92歳	5.107910	106歳	1.919967
65歳	23.405346	79歳	12.613258	93歳	4.731149	107歳	1.811272
66歳	22.649259	80歳	11.899900	94歳	4.380873	108歳	1.709160
67歳	21.849964	81歳	11.202761	95歳	4.056373	109歳	1.611504
68歳	21.054496	82歳	10.524211	96歳	3.757311	110歳	1.514668
69歳	20.262698	83歳	9.865831	97歳	3.483313	111歳	1.411532
70歳	19.474957	84歳	9.228631	98歳	3.233585	112歳	1.286884
71歳	18.690488	85歳	8.613956	99歳	3.006943	113歳	1.106068
72歳	17.908079	86歳	8.023786	100歳	2.801904	114歳	0.785863
						115歳以上	0.541405

有期年金現価率（令和7年10月から令和8年9月まで）

支給 残月数		支給 残月数		支給 残月数		支給 残月数		支給 残月数		支給 残月数		支給 残月数	
1月	0.083304	31月	2.568516	61月	5.027823	91月	7.461496	121月	9.869802	151月	12.253006	181月	14.611368
2月	0.166550	32月	2.650894	62月	5.109342	92月	7.542166	122月	9.949631	152月	12.332003	182月	14.689542
3月	0.249796	33月	2.733272	63月	5.190862	93月	7.622836	123月	10.029460	153月	12.411000	183月	14.767716
4月	0.332984	34月	2.815593	64月	5.272325	94月	7.703449	124月	10.109234	154月	12.489942	184月	14.845835
5月	0.416172	35月	2.897914	65月	5.353788	95月	7.784063	125月	10.189007	155月	12.568883	185月	14.923954
6月	0.499302	36月	2.980177	66月	5.435194	96月	7.864620	126月	10.268725	156月	12.647770	186月	15.002018
7月	0.582432	37月	3.062441	67月	5.516599	97月	7.945178	127月	10.348442	157月	12.726657	187月	15.080083
8月	0.665504	38月	3.144647	68月	5.597948	98月	8.025679	128月	10.428104	158月	12.805489	188月	15.158093
9月	0.748575	39月	3.226852	69月	5.679298	99月	8.106180	129月	10.507766	159月	12.884320	189月	15.236103
10月	0.831589	40月	3.309001	70月	5.760590	100月	8.186625	130月	10.587373	160月	12.963097	190月	15.314058
11月	0.914603	41月	3.391149	71月	5.841882	101月	8.267070	131月	10.666979	161月	13.041874	191月	15.392014
12月	0.997559	42月	3.473241	72月	5.923118	102月	8.347459	132月	10.746530	162月	13.120595	192月	15.469915
13月	1.080515	43月	3.555332	73月	6.004353	103月	8.427847	133月	10.826081	163月	13.199317	193月	15.547816
14月	1.163413	44月	3.637366	74月	6.085532	104月	8.508180	134月	10.905576	164月	13.277984	194月	15.625663
15月	1.246310	45月	3.719399	75月	6.166710	105月	8.588513	135月	10.985071	165月	13.356650	195月	15.703509
16月	1.329150	46月	3.801376	76月	6.247833	106月	8.668789	136月	11.064511	166月	13.435262	196月	15.781302
17月	1.411990	47月	3.883352	77月	6.328955	107月	8.749066	137月	11.143951	167月	13.513874	197月	15.859094
18月	1.494773	48月	3.965272	78月	6.410020	108月	8.829286	138月	11.223335	168月	13.592431	198月	15.936832
19月	1.577555	49月	4.047191	79月	6.491085	109月	8.909506	139月	11.302720	169月	13.670987	199月	16.014570
20月	1.660279	50月	4.129053	80月	6.572094	110月	8.989671	140月	11.382048	170月	13.749489	200月	16.092254
21月	1.743003	51月	4.210915	81月	6.653103	111月	9.069835	141月	11.461377	171月	13.827991	201月	16.169938
22月	1.825670	52月	4.292720	82月	6.734055	112月	9.149944	142月	11.540651	172月	13.906439	202月	16.247567
23月	1.908337	53月	4.374525	83月	6.815008	113月	9.230052	143月	11.619924	173月	13.984886	203月	16.325197
24月	1.990945	54月	4.456273	84月	6.895903	114月	9.310105	144月	11.699142	174月	14.063278	204月	16.402772
25月	2.073554	55月	4.538021	85月	6.976799	115月	9.390157	145月	11.778360	175月	14.141671	205月	16.480347
26月	2.156105	56月	4.619711	86月	7.057638	116月	9.470154	146月	11.857523	176月	14.220008	206月	16.557868
27月	2.238657	57月	4.701402	87月	7.138477	117月	9.550151	147月	11.936686	177月	14.298346	207月	16.635389
28月	2.321150	58月	4.783036	88月	7.219260	118月	9.630091	148月	12.015793	178月	14.376629	208月	16.712856
29月	2.403644	59月	4.864669	89月	7.300043	119月	9.710032	149月	12.094901	179月	14.454912	209月	16.790323
30月	2.486080	60月	4.946246	90月	7.380769	120月	9.789917	150月	12.173953	180月	14.533140	210月	16.867736